⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者　独立行政法人水産大学校契約事務取扱規程（平成13年４月１日付け水大規程第81号）第８条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書等の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記２の区分に基づいて格付けする。

6　資格審査結果の通知　「資格確認通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間　平成23年４月１日から平成25年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先　上記３⑴の場所。なお、名簿の閲覧にあっては、インターネットにより、本校ホームページ（http://www.fish-u.ac.jp）にアクセスし､閲覧することもできる。

9　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に申請を行うこと。
⑵　また、平成23・24年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が更生手続等開始決定者となった時は、再度の競争参加資格の申請を行うことができる。
⑶　なお、更生手続等開始決定者であって、再度の競争参加資格の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

10　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には､「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等)」に次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに提出すること。(変更届の入手方法は、申請書と同じ。)
⑴　住所
⑵　商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）
⑶　法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷　許可・登録等の状況
⑸　営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）
添付資料
○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し
○個人の住所の場合は、住民票の写し
○個人の氏名の場合は、戸籍謄本(又は抄本)の写し
○許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

別記１　付与数値(測量・建設コンサルタント等)
〔掲載順序　項目　段階：付与数値〕
⑴　年間平均測量等実績高

| | | |
|---|---|---|
| 100億円以上 | | ：60 |
| 50億円以上 | 100億円未満 | ：55 |
| 20億円以上 | 50億円未満 | ：50 |
| 10億円以上 | 20億円未満 | ：45 |
| ２億円以上 | 10億円未満 | ：40 |
| １億円以上 | ２億円未満 | ：35 |
| 2,000万円以上 | １億円未満 | ：30 |
| 1,000万円以上 | 2,000万円未満 | ：25 |
| 500万円以上 | 1,000万円未満 | ：20 |
| 300万円以上 | 500万円未満 | ：15 |
| 200万円以上 | 300万円未満 | ：10 |
| 200万円未満 | | ：５ |

⑵　自己資本額

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：10 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：８ |
| 1,000万円以上 | １億円未満 | ：６ |
| 100万円以上 | 1,000万円未満 | ：４ |
| 100万円未満 | | ：２ |

⑶　流動比率

| | | |
|---|---|---|
| 130%以上 | | ：14 |
| 95%以上 | 130%未満 | ：10 |
| 75%以上 | 95%未満 | ：６ |
| 60%以上 | 75%未満 | ：２ |

⑷　営業年数

| | | |
|---|---|---|
| 25年以上 | | ：10 |
| 10年以上 | 25年未満 | ：８ |
| ５年以上 | 10年未満 | ：６ |
| ５年未満 | | ：４ |

別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　建設工事（土木一式工事）
①　1,500点以上　：A
950点以上　1,500点未満：B
750点以上　950点未満：C
350点以上　750点未満：D
②　Aは２億円以上、Bは5,000万円以上２億円未満、Cは2,000万円以上5,000万円未満、Dは2,000万円未満
⑵　建設工事（建築一式工事）
①　1,200点以上　：A
1,000点以上　1,200点未満：B
800点以上　1,000点未満：C
800点未満　：D
②　Aは２億円以上、Bは１億円以上２億円未満、Cは3,000万円以上１億円未満、Dは3,000万円未満
⑶　建設工事（その他の工事：電気、管及び専門工事）
①　1,000点以上　：A
850点以上　1,000点未満：B
850点未満　：C
②　Aは7,000万円以上、Bは3,000万円以上7,000万円未満、Cは3,000万円未満
⑷　測量・建設コンサルタント等
①　80点以上　：A
60点以上　80点未満：B
40点以上　60点未満：C
②　Aは1,000万円以上、Bは300万円以上1,000万円未満、Cは300万円未満

# 招　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成23年１月21日

防衛省防衛医科大学校病院
事務部長　石坂　薫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量
磁気共鳴断層撮影装置　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成23年度第３・四半期以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　システムの構成　磁気共鳴断層撮影装置一式、全標準付属品、全オプション付属品及びソフトウェアを備えること。
②　システムの性能
(A)　磁場強度1.5テスラ以上の磁気共鳴断層装置であり、磁場の均一性、安定性に優れていること。
(B)　画像再構成及び画像処理が高速で行えること。
(C)　身体のあらゆる部位の検査に対応できること。
(D)　既存の放射線画像システム及び病院情報システムに接続できること。
③　その他
(A)　操作性及び安全性に優れていること。
(B)　将来の機能拡張に対応できること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提出期限　平成23年３月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）